

# 令和6年度事業計画案

## 1. 私たちの存在意義が問われている

「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）」の目的は、所有者不明土地及び空き家問題という甚大難解な事象の解消である。国は司法書士を問題解消の担い手として積極的に活用するよう求めており、問題が即時に解決する性質のもので無い以上、私たちは長期的な視点で対処していかなければならない。相続登記の一層の促進、相続土地国庫帰属制度の運用改善、所有者不明土地建物管理制度・管理不全土地建物管理制度を利用した空き家問題等への関与、市町との連携を引き続き行っていきたい。

令和6年3月、「戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）」が施行され、最寄りの市区町村役場の窓口で本籍地以外の役所でも戸除籍謄本を取得できるようになった。他方、改正戸籍法による事務は窓口での本人による取得に限定されているため、私たち司法書士は改正法の事務に与ることはできない。前者は地元の役場窓口で完結し、後者は本籍地所在地の役場へ郵送請求する必要があるため時間と郵送料等のコストがかかり割高となる。利用者は後者を選択するだろうか？今後、戸籍等の収集は専門家の知識を要する事務ではなくなり、市区町村役場の窓口職員によって行われる事務に変容していくことだろう。同時に、司法書士にとっての相続事件の位置づけも変化していく可能性がある。

定款認証を不要とする改正議論が行われている。定款の認証は、発起人らが作成した定款を公証人が面前で確認し、法令違背や実質的支配者等について確認を行うことで、架空会社設立の抑止として機能してきた。この点についてはFATF対日相互審査でも一定の評価がされているところであるが、起業促進を図る立場からは必ずしも重視されず、デジタル技術の導入による合理化・簡略化ばかりがクローズアップされている。

デジタル技術の導入による事務の合理化は大賛成である。だが、法人設立はひとつの人格を創出するための手続であり、この真正を担保する機能の一翼を担ってきた定款認証まで廃止するのは、マネーロンダリング抑止の逆を行く施策として対外的な評価を落としかねない。仮に、定款認証制度が廃止された場合、司法書士業務としての株式会社設立登記

はどのようなスキームになるのだろうか。

法改正はピンチではなくチャンスである。時代の流れに柔軟に対していく司法書士業界でありたい。

## **2. 相続登記促進事業**

令和5年度に引き続き相続登記促進事業を行う。

- (1) 相談会の開催
- (2) 広報活動
- (3) 市町との連携
- (4) 研修
- (5) 関連団体との連携

## **3. 空き家・所有者不明土地問題**

- (1) 行政等との連携事業の促進

令和5年度までに県内18市町と空き家協定締結に至った。引き続き未締結市町への働きかけを行いつつ、協定締結フェーズから活用フェーズに移行して市町との具体的な連携を模索していきたい。

- (2) 空き家等問題事案の対応へのサポート

空き家等の減少のため、相続登記促進、遺言の作成推奨を市民に周知するとともに、市町でのセミナー開催に取り組んでいきたい。

## **4. デジタル化への対応**

デジタルへの対応をさらに進めていく。

静岡県司法書士会は平成29年にCOMPASSを導入した。他会では会員への情報提供は未だにメール、FAX、紙文書で行っているところ、資料保管庫としての機能があり、かつ情報共有と意見交換が即時に可能なCOMPASSは非常に有用である。COMPASSをさらに利用しやすくなるように改善を進めていきたい。

本年度は完全オンライン申請など登記業務のデジタル対応を検討した。次年度は、司法書士業務のみならずデジタル化時代の会務へ対応するため会の規則規程類の見直しを進めていきたい。

## **5. FATF指令への対応**

令和4年に改正された犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下

「犯収法」という。)が完全施行された。

司法書士に対しては現在の「本人特定事項の確認」に加えて「取引時確認」が求められることになる(犯収法第4条関係)。取引時確認については、従来司法書士が行ってきた「人」「物」「意思」の確認のほか、取引目的や職業・事業内容の確認など、より詳細な確認事項と情報の保管が求められる。また、「疑わしき取引の届出」は、弁護士・司法書士については、民事紛争の解決に関与し依頼者との信頼関係構築が必要であることを重視して、法律ではなく会則により規律されることになった。無論、司法書士が遵守すべき義務であることに変わりはない。

犯収法、会則、規則等の趣旨に沿った執務を行っていただくようお願いする。

## **6. 会員減少時代へ向けて**

会員数の減少が始まった。人口減少が始まっているのだから当然の摂理である。

司法書士会員数は制度発足以降一貫して増加してきたが、その増加の過程にあっても、大都会の単位会は会員数が増加、地方の単位会は会員数が減少という傾向があった。平成14年の司法書士法改正のとき、司法書士は「地方にあまねく存在する」ことを改正根拠の1つとしてアピールしたが、既にこの頃から地方の単位会では会員数の減少が始まっていたのである。静岡県司法書士会でも会員数減少トレンドに入ったことを自覚しなければならない。

令和5年度の事業計画でも、誰もが参加しやすい会務にするための検討を行う旨述べた。引き続き検討を行っていききたい。

同時に、会員減少により、今後は人と予算の両面から現行と同規模の会務が維持できなくなる可能性がある。会務の整理及び効率化について検討していききたい。

## **《総務部》**

### **1. 会則・諸規則の整備**

当会が定める会則・規則・規程類について、法改正等に合わせ、随時見直しを行う。また、改正されたものについては、迅速に会員に案内することとする。

## **2. 司法書士会館の管理及び設備の更新**

修繕計画に則り、また、緊急的の必要に応じて、司法書士会館の修繕を計画的にまたは随時行っていく。会館竣工後20年が経過し、想定外の修繕箇所が増えつつあるので、日常点検を十分に行い、修繕必要箇所の把握と迅速な修繕を実施する。

中長期的な修繕のための資金の確保について、修繕計画を随時見直しながら検証していく。

## **3. 改正犯収法による取引時確認事項及び特別事件報告制度の整理**

改正犯収法施行後に司法書士に求められる本人確認その他取引時確認事項及び特別事件報告について、改めて整理、情報収集し、会員が同法を遵守して業務を行うことができるよう周知を図る。

## **4. 役員の予選、事前投票方法の環境整備**

本年度が役員改選年度に当たることから、円滑な予選実施及び役員の引継ぎが可能となるよう、必要に応じ関連規定の改正を行う等、投票環境の整備を図る。

## **5. 会員の会務への参加促進**

従前から会務促進委員会で検討されてきた議論や、前年度実施した各委員会委員長への委員会活動に関するアンケートを踏まえ、会員が委員会活動等の会務に参加しやすくなるような枠組み作りへの提言を行う。

## **6. 災害への備えと危機管理体制の整備**

近時、豪雨風雨災害等が頻発している状況も踏まえ、災害が発生した際の会員の安否確認や被災者への法的支援等がスムーズに行えるよう、平常時から準備する。他士業や行政等との情報交換や連携に努め、併せて災害備蓄品の管理も行っていく。

## **7. COMPASSの利用促進とWEB会議システムの活用**

事務局の負担並びに事務の省力化、コスト削減及び情報提供の即時性を重視し、COMPASSやWEB会議システムの利用促進を図る。

(1) COMPASSの随時改良

- (2) COMPASSの利用促進
- (3) WEB会議システムを活用し、研修会開催や委員会等会議開催の利便性や即応性の確保に努める。

## **8. 書庫整理**

書庫保管資料の整理を行うとともに資料等のデジタル化に取り組む。

## **9. 会員の登録に関する事項**

司法書士登録事務の円滑な運営を図る。

## **10. 業務賠償責任保険の維持・管理**

司法書士業務賠償責任保険を継続維持し、円滑な運用を図る。

## **11. 住宅金融支援機構等の承継登記にかかる事務管理**

住宅金融支援機構等の承継登記に関する事務管理を継続する。

## **《経理部》**

### **1. 令和6年度の一般会計収支予算案の狙い**

#### **(1) 相続登記促進事業の遂行**

昨年度に引き続き、相続登記促進事業、空き家・所有者不明土地問題の対応に重点を置き、相続登記促進対策本部（会長直轄、総務部事業費）に予算を集中させる。同本部の広報費等については一部見直しを行い、昨年度より26.2%（約511万円）の予算縮減を図る。

#### **(2) 外部団体との交流**

賀詞交歓会開催のため、会員福利厚生費として150万円を計上する。

#### **(3) 長期相続登記等未了土地解消作業への対応**

一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会に担当いただいている長期相続登記等未了土地解消作業の円滑処理に資することができるよう、引き続き100万円を予算計上する。

#### **(4) 旅費の計算方法の変更**

4月1日付で改正した旅費手当等規程に基づき、会務を担う会員に実情に見合う旅費の支給を行い、会員の活発な活動をサポートをする。

## 2. 一般会計及び特別会計（退職基金特別会計、会館修繕特別会計、自然災害対策特別会計及び財務安定化基金特別会計）の適正な収入の確認と管理

### （1）一般会計の収入に関する補足説明

令和6年4月1日現在における当会所属会員数（法人会員を除く）は478名、法人会員数は30法人であり、この数字を基に収支予算案を作成している。

### （2）一般会計の支出に関する補足説明

#### ①事業費支出について

企画部事業費は、被害者もあんしんダイヤル設置に伴う経費を計上し、増額する。

広報部事業費は、ホームページ改修費用等の計上、法教育事業の積極的な取り組みを見据え増額する。

研修部事業費は、会員研修会の経費を見直し、減額する。

旅費は、コロナ禍以降、WEBもしくはハイブリッド方式での会議開催が定着し、交通費の支給額が減少していることから、約230万円減額する。

助成金について、全国青年司法書士協議会が主催する全国研修会の主管を引き受けた静岡県青年司法書士協議会に対し、50万円を助成する。

#### ②管理費支出について

人件費及び職員福利厚生費については、事務局職員の昇給を見込んで相当額を増額する。

役員報酬について、昨年度の総会で改正された役員等手当支給規則に基づき、本年度から理事および委員長にも手当を支給するため、52万円増額する。

通信費及び雑費は、昨年度実績に基づき減額する。

### （3）退職基金特別会計に関する補足説明

事務局職員の昇給を見込み退職金増加額を算出して積み立てるため、その分を増額する。

### （4）財務安定化基金特別会計に関する補足説明

財務安定化基金特別会計創設時に想定していた金額である300万円を繰り入れる。当面は、同額の繰り入れを続けることが妥当である

と考える。

### **3. 各事業支出（各部会・委員会等）及び各管理費（特別会計支出を含む）の適正な執行状況の把握**

中間監査・本監査をするとともに、月次会計について監督し、各事業の執行状況を把握する。

会員数の減少が想定される将来を見据え、今後の当会の予算のあり方について、各事業部と連携して協議検討する。

### **4. 報告書書式の一本化の検討**

事務作業の効率化のため、会議開催報告書、出張報告書等現在複数存在する書式の統一、一本化を検討する。

### **5. 経理事務の電子化**

改正電子帳簿保存法の対応、経理事務の効率化、マイナンバーの適切な管理について確認・検証し、関連する規則等の改正の要否について検討する。

### **6. インボイス制度の検討**

当会は、消費税免税事業者でいること選択したが、課税売上の推移を見つつ、今後も登録を受けるか否かについて継続して検討する。

## **《企画部》**

### **1. 不動産登記業務に関する事業**

#### **（1）民法・不動産登記法改正に関する対応**

施行後の実務に関し、研究及び情報収集を行う。とりわけ、新たな財産管理人制度である所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度については、選任申立手続きや選任後の職務について、実践的内容を会員にフィードバックできるよう努める。

#### **（2）相続土地国庫帰属制度への対応**

実務についての研究とともに、承認申請結果についての情報収集を行い、承認された土地と却下または不承認となった土地との差異等、会員の関心が高い事項について会員への情報公開に努める。

## 2. 商業法人登記業務に関する事業

### (1) デジタル化への対応

商業法人登記分野においても、定款等に関連する公正証書、事業者署名型電子署名等さらなる電子化の波が押し寄せることが想定されるため、デジタル業務推進委員会の協力のもと、これに対応出来る人材の育成・研修会の開催等を行う。

### (2) 定款認証制度の廃止意見への対応

現行の公証人による定款認証制度の廃止が検討されており、今後の動向を注視し、司法書士としての意見発信や会員向けの情報発信を行う。

### (3) 会員の商業法人登記受任促進のための研修等の企画

すべての会員が商業法人登記を受任しやすい環境をつくるため、株式会社の設立や役員変更等の基本的な内容の研修を本年度も企画する。また、持分会社や組織再編、外国籍の代表者による会社設立などの希少案件については、研究の上、会員向けに情報発信を行う。

### (4) 司法書士認知度アップについての継続的な検討

商業・法人登記についての司法書士の認知度アップのための広報素材等について検討を継続する。

## 3. 人権擁護に関する事業

### (1) 養護施設等との連携

養護施設職員や入所者に対して、司法書士ができることについて具体的な研究を重ね連携構築を目指す。

### (2) ギャンブル依存症への対応

ギャンブル依存症について会員の理解を深め、対応に精通した会員の育成・名簿作成を目指す。また、ギャンブル依存症当事者への「動機づけ面接法」研修会を実施する。

### (3) セクシャルマイノリティに関する対応

LGBTQといったセクシャルマイノリティについて、人権に関する問題であると捉え、司法書士及び当会の関与の在り方について研究する。

### (4) 障害者差別解消法改正についての会員研修の企画

障害者差別解消法改正を受け、研修会を企画する。



#### **4. 犯罪被害者支援に関する事業**

(1) 「司法書士直通 被害者もあんしんダイヤル」

相談に対応し受任する体制を整えるべく、自信をもって対応できる人材を確保育成する必要がある、実務を経験しながら力をつけ互いに高め合う環境を創意工夫する。

また、ダイヤル設置の広報について継続的に検討する。

(2) 社会情勢の変化に対する柔軟な発想と機敏な行動

目に見える犯罪被害のみならず、事象に隠れている被害や、逆に被害に隠れている民事事件、家事事件をよく整理して受任イメージを把握する力を醸成する。その上で、ことが起きれば機敏に行動できる組織力を常に意識してこれを養う。

### **《広報部》**

#### **1. 広報事業**

(1) ホームページ等の充実・管理運営

当会のホームページについて、空き家、所有者不明土地問題への対応、相続登記促進に関する市民向け周知情報を充実させるとともに、事業報告等の定期的な管理や緊急時の更新を迅速に対応する。

当会によるSNS等を用いた情報発信をするとともに、SNS等を用いる会員の広報についても支援をする。

(2) 広報誌・本会通信等の発刊

従来どおり定期発行を行う。

広報誌については、他会へメールにて配信を行う。

(3) 各種広報活動の実施

メディア、SNS、ホームページ、既存施設、その他の各種広告媒体等を活用した広報活動を、費用対効果の検証をしつつ実施する。

#### **2. 法教育事業**

(1) 高校生向け法教育講座の開催

成年年齢引き下げの影響を注視しつつ、県内高校に募集し、引き続き法教育講座を行う。

また、例年よりも開催数の増加を目指す。

## (2) 小学生向け法教育講座の開催

より若い世代への法教育は、次代を担う世代に対して、法的思考の素養を植え付ける重要な機会であることから、例年開催している小学校に加え、他校でも法教育講座開催の可能性を検討する。

小学校単位での実施が難しい場合は、特定の地域の有志の小学生を集めて開催する方法も検討する。

## (3) シニアクラブ等向け法律講座の開催

地域社会との連携を踏まえつつ、シニアクラブ、ボランティア団体、自治体等でも、法教育講座を行う。

## (4) 児童養護施設での法教育活動の検討

児童養護施設での法教育活動については、拙速に考えず、まずは施設との信頼関係の構築を図る。

### 3. 対外事業推進事業

#### (1) 外部団体（法務局、県市町、法テラス、他士業団体等）との定期的な情報交換と交流

外部団体と交流・連携し、新しい制度や取り組み等の広報活動を行うとともに、他団体等の取り組みや活動を内部に周知する。

#### (2) 外部団体と連携した各種合同相談会の運営等

外部団体と連携し相談会を開催することで、幅広い層に司法書士の存在や役割等を周知する。また、地域社会に貢献する専門家であることを広報する。

#### (3) 情報誌等を活用した広報活動

情報誌等を活用し、司法書士の取り組みや業務に関する広報活動を行う。

なお、静岡県中部地区をエリアとする経営者向けの雑誌である静岡ビジネスレポート「司法書士への質問状」への寄稿については会務負担軽減のため、令和6年8月5日号をもって中止する。

## 《研修部》

### 1. 会員研修

#### (1) 単位制研修

相続登記促進事業の一環として、民法、不動産登記法関係の研修会は継続して実施する。商業法人登記、裁判業務、倫理、関係団体との共催による研修会も企画する。また、財産管理人名簿作成運用と連動して、財産管理関連の研修についても企画する。

WEB配信の業者委託については継続する。

#### (2) 年次制研修

年2回実施する。

#### (3) 支部との連携

研修会情報の共有を図る。

また、一定の単位数以上の研修会を開催した支部に対し助成金を交付し、会員にとって参加しやすい支部研修の企画促進を図る。

#### (4) 研修単位未取得会員への対応

会員は、1年度に12単位以上（うち、8単位以上は甲類、そのうち2単位以上は倫理研修）の研修単位の取得が義務付けられている。12月末を目途に取得単位数を集計し、所定の単位数に達していない会員に対して研修を受講するよう促す。前年度所定の単位を取得しなかった会員には、理由の説明を求めていく。

研修単位未取得者への指導要領の作成について検討を行う。

## 2. 新人研修

#### (1) 集合研修

中央新人研修、関東ブロック新人研修で扱わない分野を補い、司法書士実務に直結する内容の講義を実施する。集合形式での開催を継続する。

#### (2) 配属研修

日司連の委託事業である配属研修は、司法書士の職責及び社会的使命を自覚するとともに、法律に関する理論及び実務を身に付けることを目的として実施するものである。配属研修が充実したものとなるよう、受講対象者に対しては「新人研修説明会」、指導員に対しては「配属研修指導員ガイダンス」を実施し、配属研修の意義の確認や注意事項の説明等を行う。

## 《相談事業部》

## **1. 「司法書士総合相談センターしずおか」の運営その他の相談関連事業**

常設相談を通じて、地道ではあるが相談者にとって具体的な解決につながるよう一つ一つの相談に対して適切に対応していく。令和6年4月1日に相続登記義務化制度が施行されたことに伴い、相続関連の相談に力を入れ会員の受任件数の増加を図る。具体的には、これまでの直接受任禁止の方針を転換し、直接受任を許容することとする。さらに、相談センターの運営方法について検討する。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 常設電話相談・面談相談の実施
- (2) 相談センター当番表の作成
- (3) 相談員増員に向けた相談員勧誘
- (4) 相談員体験制度の運営
- (5) 外部からの相談員派遣要請の対応
- (6) 相談センターの運営方法の見直しの検討
- (7) 他士業等との合同相談の実施・検討
- (8) その他各種相談会の実施

## **2. 静岡県司法書士会調停センターふらっとによる裁判外紛争解決事業**

これまでと同様、利用申し込みされた事件について適切かつ丁寧に対応し、ふらっとに対する信頼の構築に努めていく。また、「特定和解」制度の導入を含めた制度の周知徹底を図り、利用件数の増加に繋がる広報活動を行っていく。その他、弁護士との関与を受ける140万円超の民事事件や遺産分割等の家事紛争を対象とした裁判外での紛争解決を行う。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 調停の実施
- (2) 手続実施者及び事件管理者の養成
- (3) 広報活動

## **3. 消費者問題対策事業**

内外に対する関連情報の提供、外部団体との連携事業を中心に事業を行っていく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 司法書士による消費者問題への取組推進の一環として「消費者委員会からのお知らせ(見守り新鮮情報)」のCOMPASS上での提

供

- (2) 消費者問題ネットワークしずおか、特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオンとの連携事業
- (3) 会員の消費者問題相談室であるCCRの運営

#### **4. 裁判業務推進事業**

これまでと同様、静岡県司法書士会少額裁判費用援助制度によって会員が簡裁訴訟代理業務を受託できる環境を維持していく。

また、民事訴訟のIT化導入に向けて会員へ有益な情報を提供できるよう、裁判所との連携をはじめ関係機関からの情報収集に努めていく。